神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を 改正する規則の施行について(通知)

> 気 水 第 8 3 号 平成28年 6 月28日

1 改正の背景及び趣旨

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(以下「硝酸性窒素等」という。)については、平成13年に水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)に基づく一律排水基準が定められたが、直ちに排水基準を満足することが困難な業種については、暫定排水基準が定められている。

このたび、この暫定排水基準の適用期間が平成28年6月30日に終了することから、一部暫定排水基準の強化等及び適用期間を3年間延長する改正が行われた。 (施行:平成28年7月1日)

この改正を受け、一部業種について水濁法と同様の暫定基準を定めている「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成14年規則第43号。以下「14年改正規則」という。)」の暫定基準について、改正を行うこととした。

2 改正の内容

平成14年改正規則附則第7に定める暫定基準を以下のとおりとした。

- (1) ほう素及びその化合物の暫定基準のうち、電気めっき業に係る基準については、「40mg/L」を「30mg/L」とし、温泉を利用する事業所に係る基準については、現行の基準を継続した。
- (2) ふっ素及びその化合物の暫定基準については、現行の基準を継続した。
- (3) 硝酸性窒素等については暫定基準を廃止し、業種によらない一律基準「100mg/L」を適用した。
- (4) これらの暫定基準の適用は、平成31年6月30日までとした。

3 留意事項

今回現行の基準を継続した業種は、処理技術の実用化には期間を要すると見込まれ、国の見直しにおいても現行の暫定基準のまま期間が延長されたことから、 水濁法との整合を図り、現行の暫定基準を3年間延長したものであるが、3年後 に一律基準に対応することができるよう、必要な指導等を継続するものとする。